

下線式認否について

認否の方法

相手方の訴状や準備書面に対して、
以下のような方法で認否してください。

○認める部分

→**下線**を引く

○否認する部分又は争う部分

→**取消線**を引く

※否認理由は、簡潔に、**脚注**に記載。

ただし、詳細な主張は、別途、主張欄に記載する。

○不知

→**そのまま**（線を引く必要はない）

※不知とする趣旨について補足説明がある場合（例：積極的に争うものではない。）は、
簡潔に、**脚注**に記載。

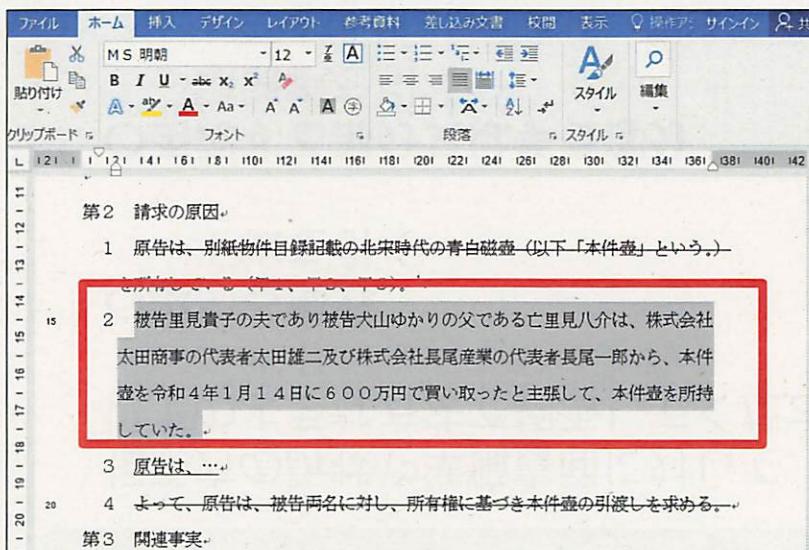
サンプルは
下記をダブルクリック！！



下線式認否答弁書
サンプル

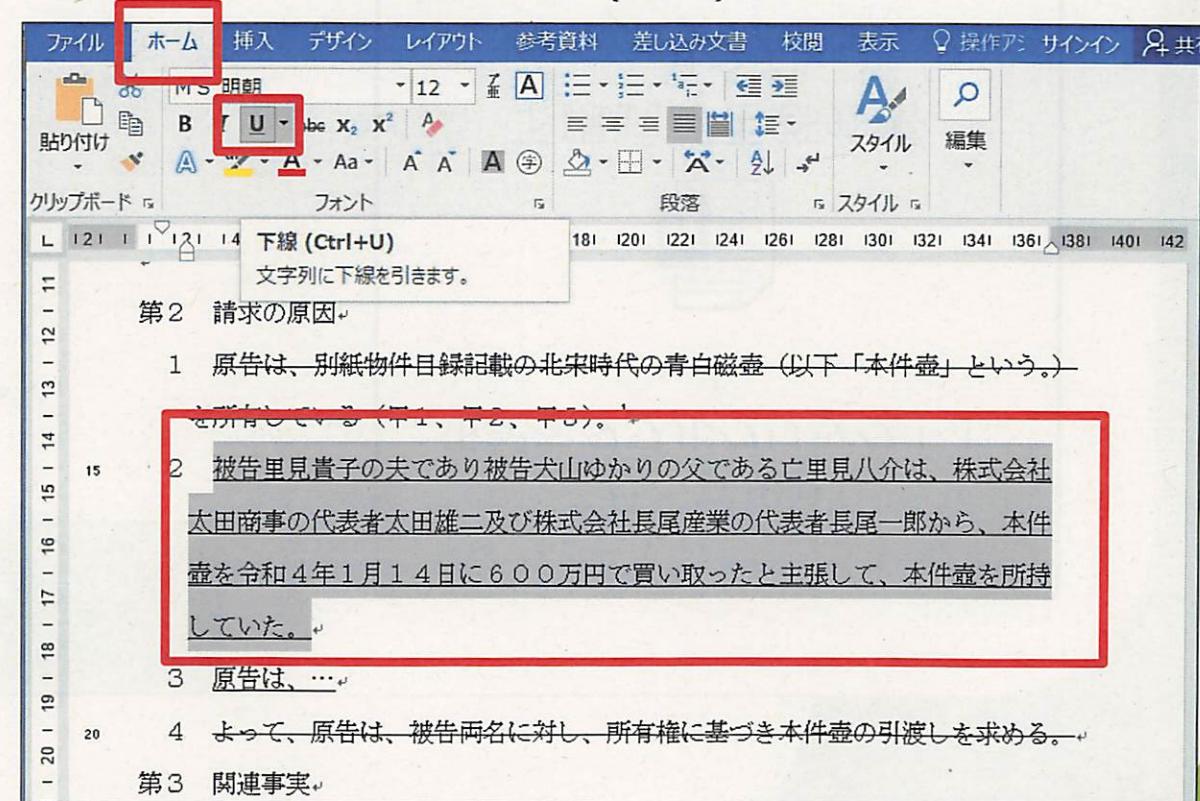
認める部分に下線を引く方法

①対象箇所をドラッグして選択する。



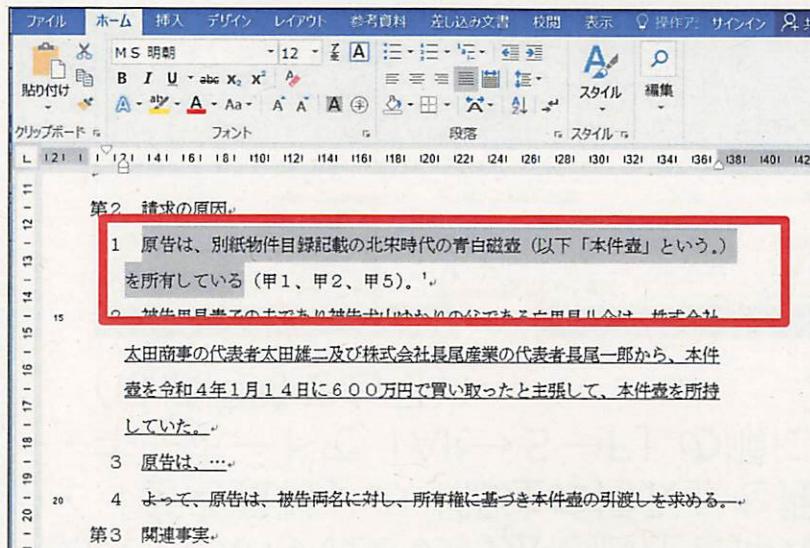
②次のいずれかの方法で下線を引く。

- 「ホーム」の「フォント」にある「U」を押す。
- キーボードで「Ctrl + U」（同時）を押す。



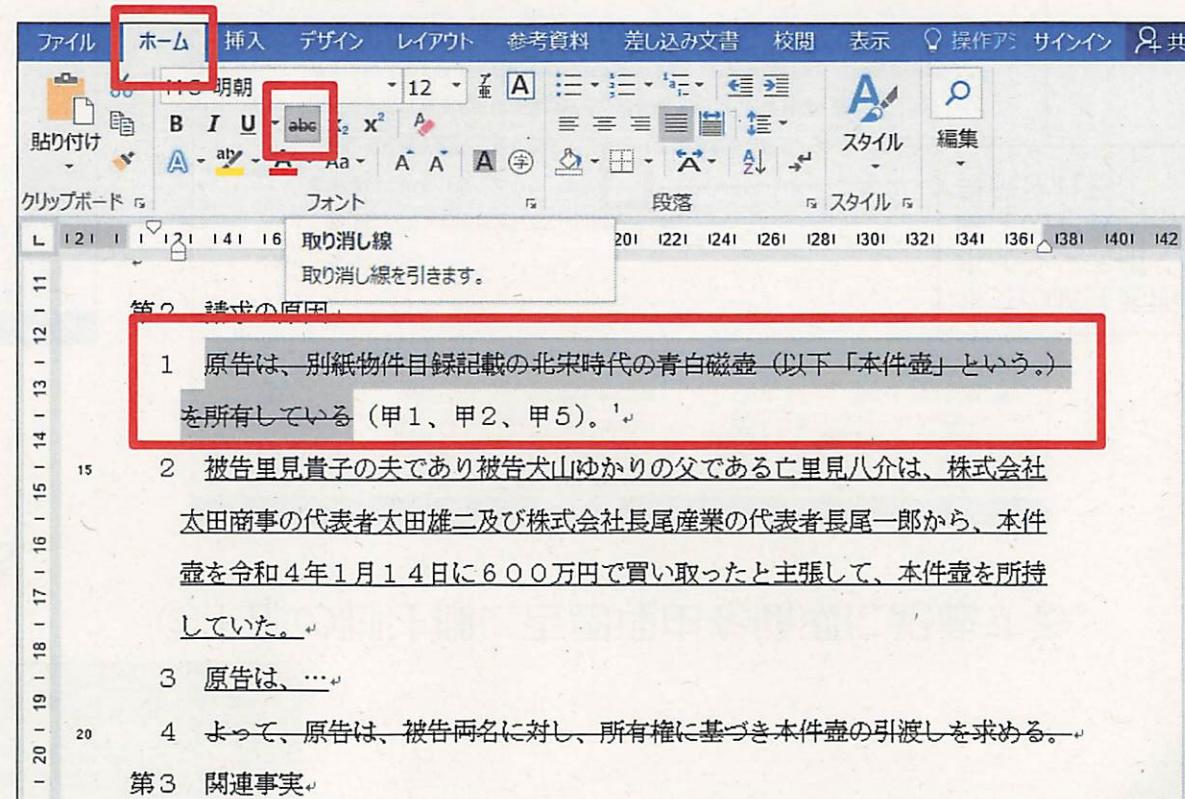
否認する又は争う部分に取消線を引く方法

①対象箇所をドラッグして選択する。



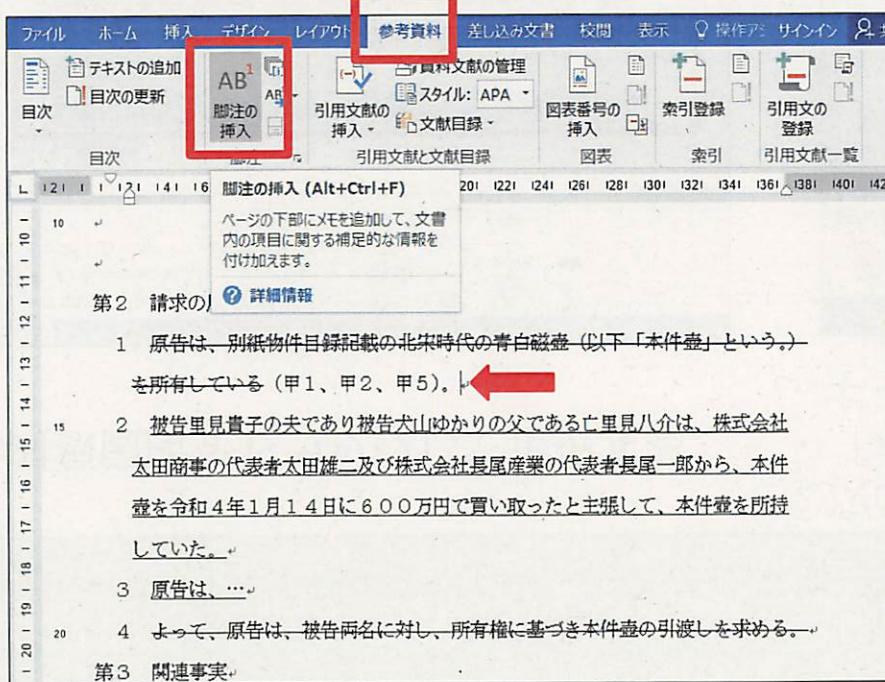
②次のいずれかの方法で取消線を引く。

- 「ホーム」の「フォント」にある「abc」を押す。
- キーボードで「Alt→H→4」の順に押す。

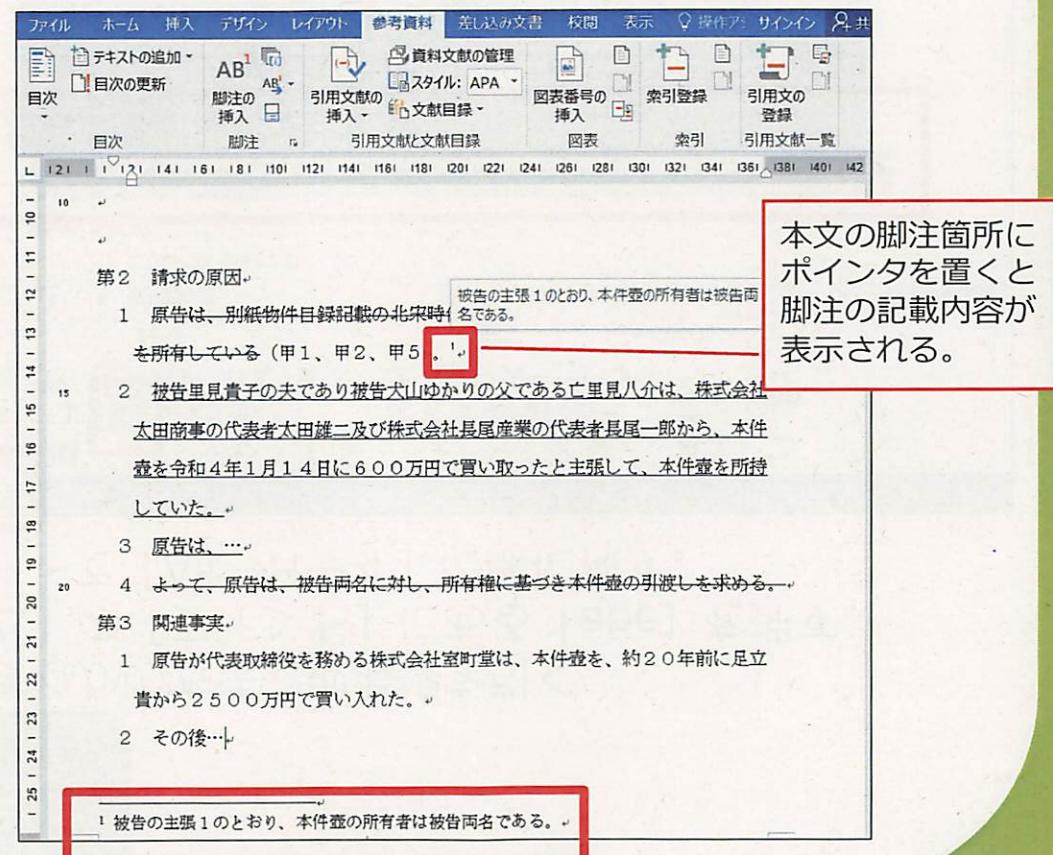


脚注機能を利用して否認理由を記載する方法

- ①脚注を挿入する場所にカーソルを置く。
- ②以下のいずれかの方法で脚注を挿入する。
 - ・「参考資料」の「脚注の挿入」を押す。
 - ・キーボードで「Alt→S→F」の順に押す
(ほぼ同時でも可)



- ③下部の脚注欄に否認理由を簡潔に記載する。



令和〇年（ワ）第〇〇〇〇号 動産引渡請求事件

原告 ○〇〇〇

被告 ○〇〇〇 ほか1名

答弁書

5

令和〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所第〇民事部 御中

10

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇番地〇

乙川法律事務所（送達場所）

被告両名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

15

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求をいずれも棄却する

2 訴訟費用は原告の負担とする

20 との判決を求める。

第2 原告の主張に対する認否等

原告の主張に対する認否等は、別紙のとおりである。ただし、下線は認める趣

旨、取消線は否認又は争う趣旨、いずれの線も付していない部分は不知であり、

25 否認の理由等は脚注のとおりである。

第3 被告らの主張

1 被告らは…

(別紙)

第2 請求の原因

- 1 原告は、別紙物件目録記載の北宋時代の青白磁壺（以下「本件壺」という。）
を所有している（甲1、甲2、甲5）。¹
- 5 2 被告里見貴子の夫であり被告犬山ゆかりの父である亡里見八介は、株式会社
太田商事の代表者太田雄二及び株式会社長尾産業の代表者長尾一郎から、本件
壺を令和4年1月14日に600万円で買い取ったと主張して、本件壺を所持
していた。
- 10 3 原告は、…
- 4 よって、原告は、被告両名に対し、所有権に基づき本件壺の引渡しを求める。

第3 関連事実

- 1 原告が代表取締役を務める株式会社室町堂は、本件壺を、約20年前に足立
貴から2500万円で買い入れた。²
- 2 その後…

¹ 被告らの主張1のとおり、本件壺の所有者は被告両名である。

² 積極的に争うものではない。

下線式認否方式についての 説明書（代理人用）



大阪地裁 ITWG1班

下線式認否のお願い

分かりやすく効率的な審理に向けて、相手方当事者の主張に対する認否を、認否の種類ごとに種別を分けた下線を付する方式（下線式認否）によって行うことをお願いしています。

下線式認否とは？

相手方の主張書面の電子データを活用して、相手の主張と自己の認否との対応関係が下線によって分かるようにするものです。

はじめに (データのアップロード)

今後、答弁書その他の主張書面を提出する際は、teamsの投稿画面からそのデータ (ワード又はエクセル形式) のアップロードをお願いします。

また、既に提出済みの訴状及び主張書面についてもアップロードをお願いします。

はじめに (メンション及びリアクション)

投稿時：「@team」又は「@チーム」と入力⇒全メンバーに通知が届く

投稿確認時：投稿欄右上のリアクションボタンをクリック⇒確認済みであることをメンバーで共有できる

下線式認否について

認否の方法

相手方の訴状や準備書面の電子データを活用して、
以下のような方法で認否してください。

○認める部分

→**下線**を引く

○否認する部分又は争う部分

→**取消線**を引く

※否認理由は、簡潔に、**注釈**に記載。

ただし、詳細な主張は、別途、主張欄に記載する。

○不知（ただし、積極的に争わないものに限る。）

→**そのまま**（線を引く必要はない）

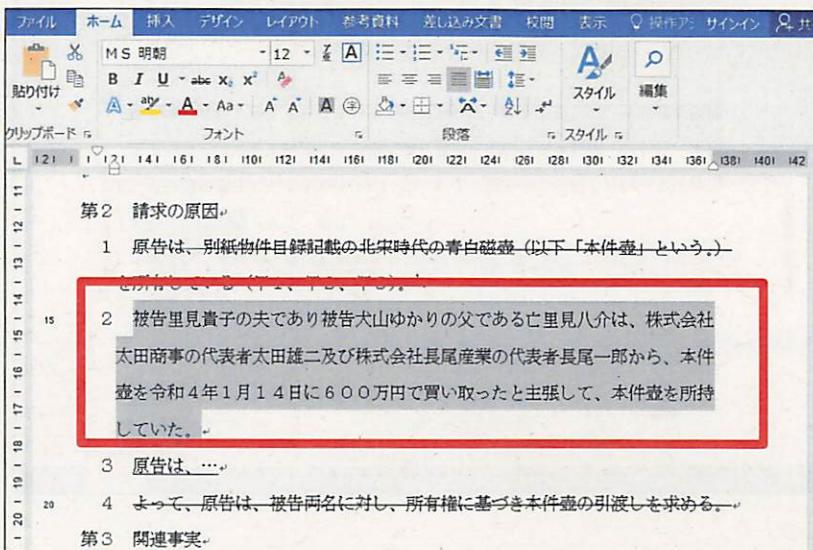


下線式認否答弁書
サンプル (ver.2.1.)

認否方法は、他の部と異なることがありますので注意してください。

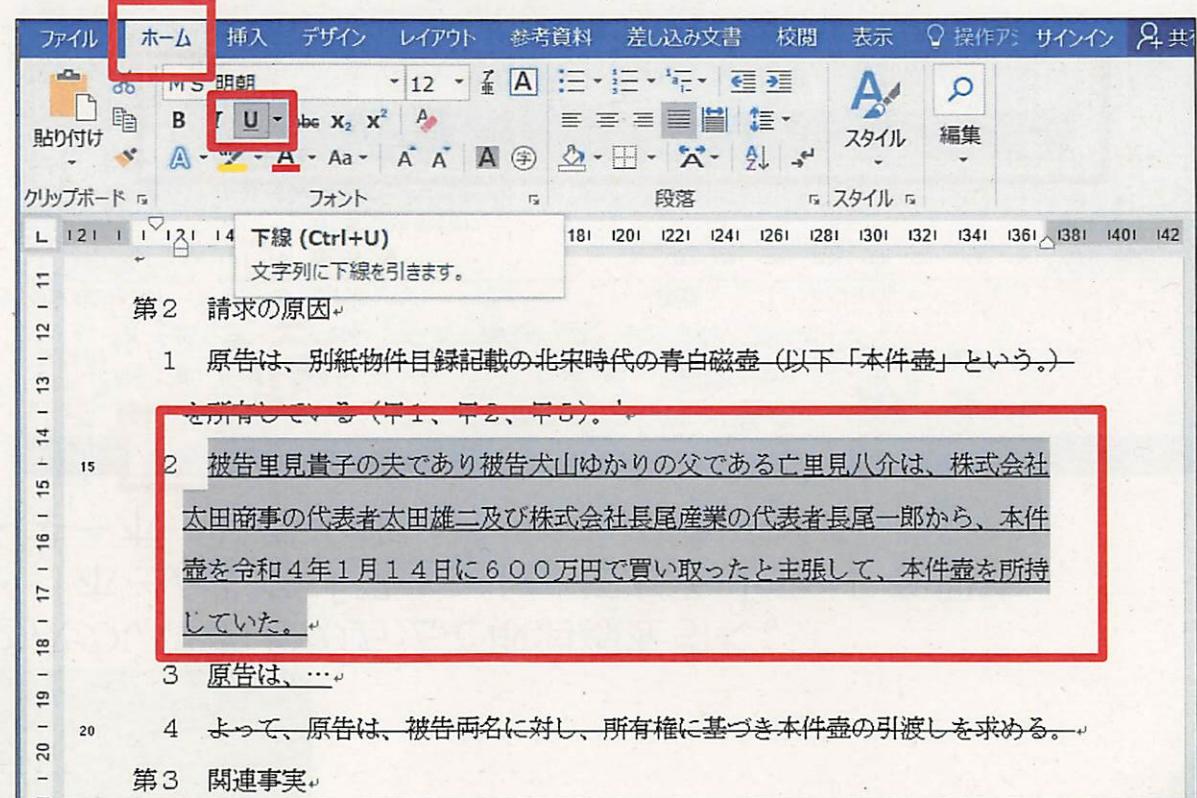
認める部分に下線を引く方法

①対象箇所をドラッグして選択する。



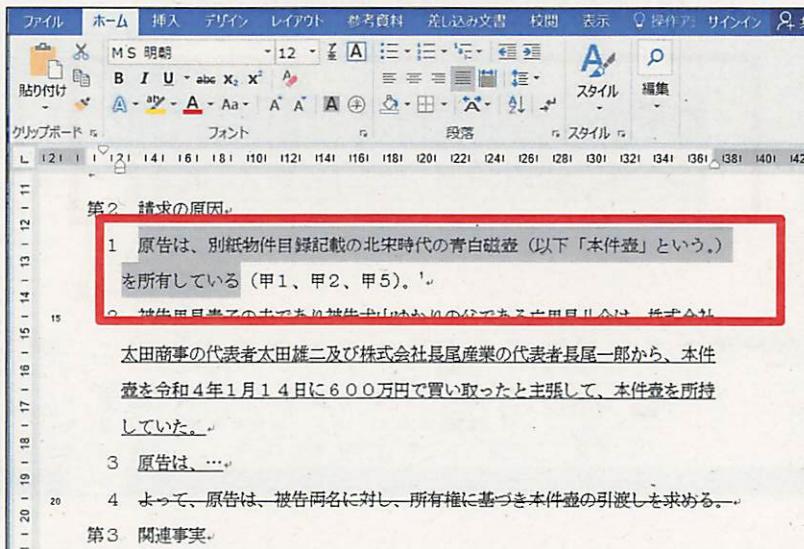
②次のいずれかの方法で下線を引く。

- 「ホーム」の「フォント」にある「U」を押す。
- キーボードで「Ctrl+U」（同時）を押す。



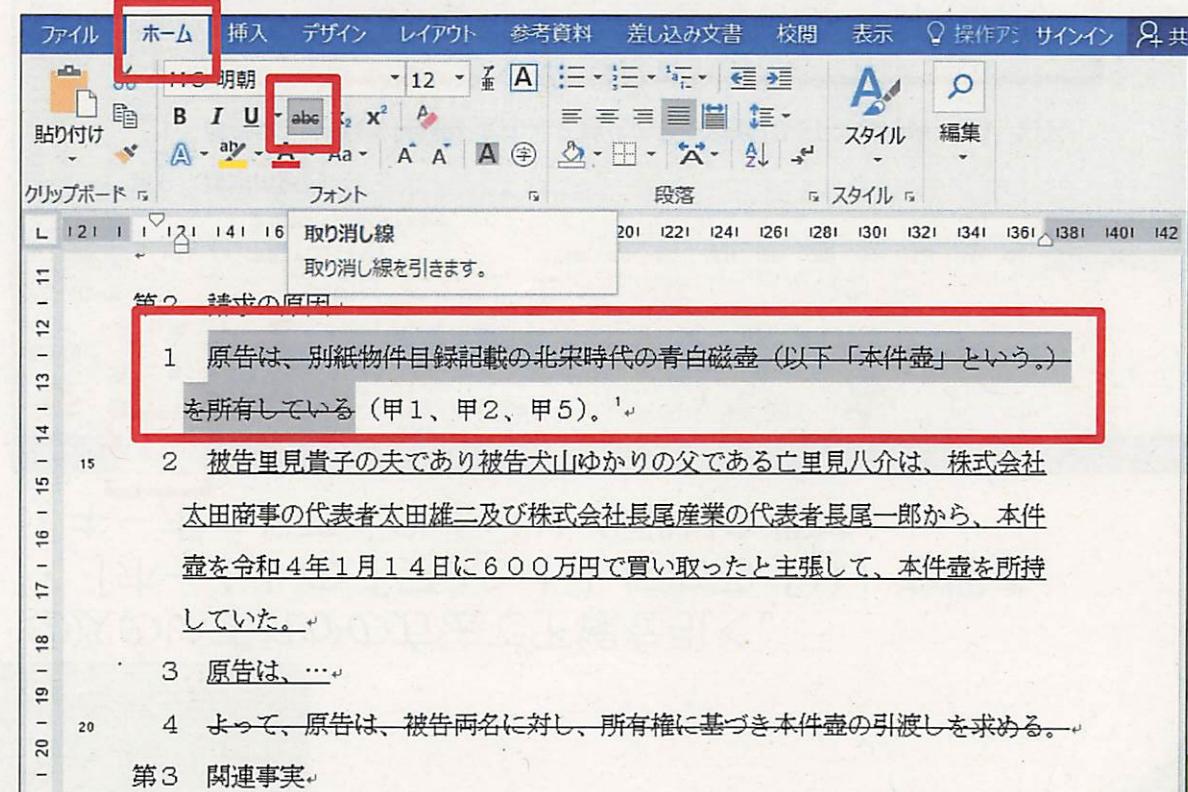
否認する又は争う部分に取消線を引く方法

①対象箇所をドラッグして選択する。



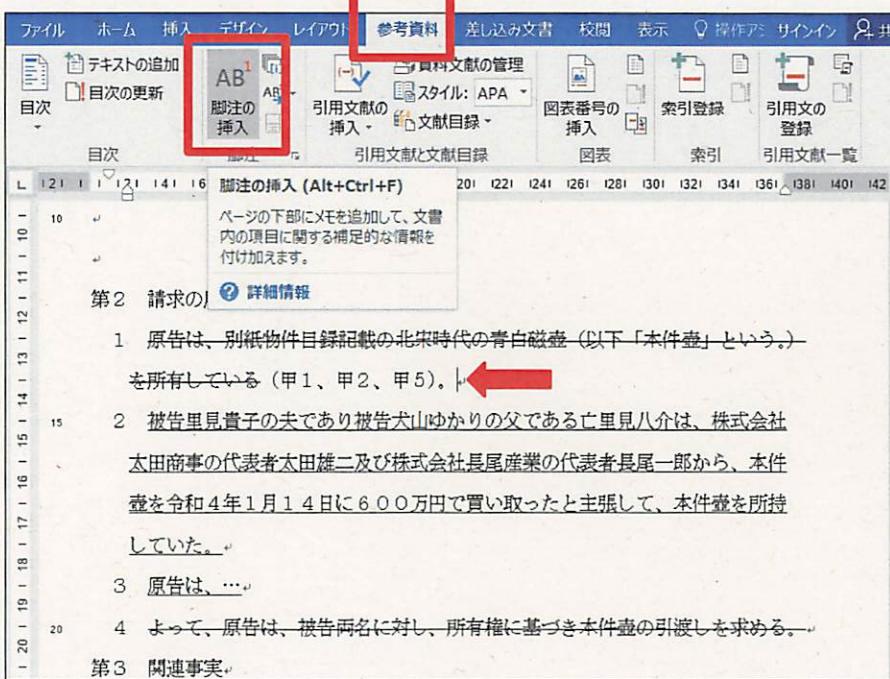
②次のいずれかの方法で取消線を引く。

- 「ホーム」の「フォント」にある「abc」を押す。
- キーボードで「Alt→H→4」の順に押す。

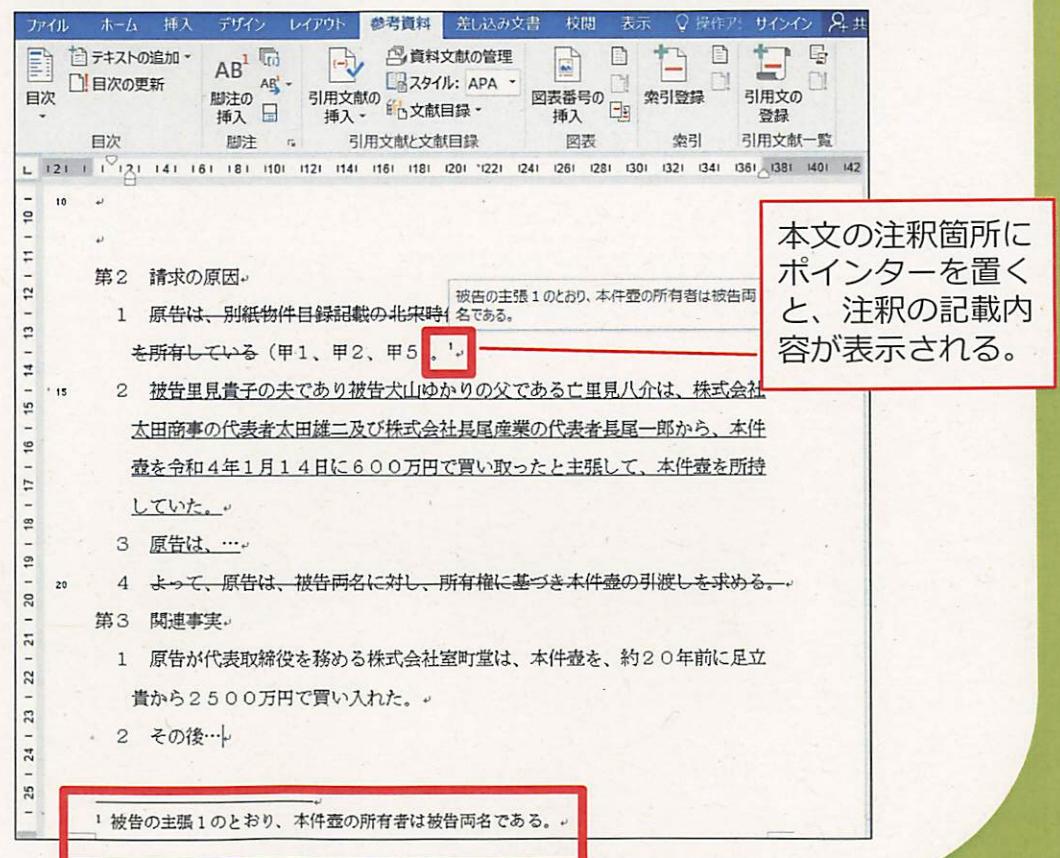


注釈機能を利用して否認理由を記載する方法

- ①注釈を挿入する場所にカーソルを置く。
- ②以下のいずれかの方法で注釈を挿入する。
 - ・「参考資料」の「注釈の挿入」を押す。
 - ・キーボードで「Alt→S→F」の順に押す
(ほぼ同時でも可)



- ③下部の注釈欄に否認理由を簡潔に記載する。



答弁書

令和5年2月9日

5

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県船橋市八千代町〇番地〇

乙川法律事務所（送達場所）

10 被告両名訴訟代理人弁護士 乙 川 花 子 ㊞
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 15 1 原告の請求をいずれも棄却する
2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 原告の主張に対する認否等

20 原告の主張に対する認否等は、別紙のとおりである。ただし、下線は認める趣旨、取消線は否認又は争う趣旨であり、否認の理由等は脚注のとおりである。

第3 被告の主張

- 1 被告は…

25

(別紙)

第2 請求の原因

- 1 原告は、別紙物件目録記載の北宋時代の青白磁壺（以下「本件壺」という。）
を所有している（甲1、甲2、甲5）。¹
- 5 2 被告里見貴子の夫であり被告犬山ゆかりの父である亡里見八介は、株式会社
太田商事の代表者太田雄二及び株式会社長尾産業の代表者長尾一郎から、本件
壺を令和4年1月14日に600万円で買い取ったと主張して、本件壺を所持
していた。
- 10 3 原告は、…
- 4 よって、原告は、被告両名に対し、所有権に基づき本件壺の引渡しを求める。

第3 関連事実

- 1 原告が代表取締役を務める株式会社室町堂は、本件壺を、約20年前に足立
貴から2500万円で買い入れた。
- 2 その後…

¹ 被告の主張1のとおり、本件壺の所有者は被告両名である。